

デイサービスセンター「辰巳陽だまり」運営規程

(事業の目的)

第1条 生活協同組合パルシステム東京が開設する、デイサービスセンター「辰巳陽だまり」(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士その他の従業者(以下「通所介護従業者等」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者等は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る等の援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の希望に沿って適切なサービスを提供する。

3 事業の実施にあたっては、関係各行政、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 生活協同組合パルシステム東京 デイサービスセンター「辰巳陽だまり」

(2) 所在地 東京都江東区辰巳1-2-9-101

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、事業所の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。

(2) 通所介護従事者 生活相談員 1名以上(うち常勤1名以上)

介護職員 1名以上(うち常勤1名以上)

看護職員 1名以上

通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

介護職員及び看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(3) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日・営業時間・サービス提供時間)

第5条 事業所の営業日・営業時間・サービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日・祝日

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分～午後4時30分の間で、利用者の個別サービス提供時間区分に応じて対応する。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、15名とする。

(指定通所介護の内容及びその他費用)

第7条 指定通所介護の内容は次の通りとする。

(1) 生活指導(相談指導等)

(2) 機能訓練

(3) 介護サービス

- (4) 介護方法の指導(家族介護者教室)
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、通所介護契約書別紙料金表によるものとし、該当指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。
- (2) 第9条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護に通常要する時間を越えて指定通所介護を提供する場合の料金、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、通所介護契約書別紙料金表に掲げる費用を徴収する。
- (3) 第1号及び第2号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- (4) 指定通所介護等の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、江東区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用に当たっての利用者の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、都合により所定の日時における通所介護の利用を中止又は変更する場合は、サービス実施日の当日8時10分までに事業者申し出るものとする。
- (2) 利用者は、通所介護サービスが不要になった場合には、契約の有効期間中であっても本契約を解約することができる。この場合には契約終了を希望する7日前に事業者申し出るものとする。
- (3) 利用者は、緊急時の連絡先の確保及び医師・医療機関その他関係機関との連携(助言・指導等)について、事業者と協力するものとする。

(緊急時における対処方法)

第11条 指定通所介護の提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(緊急災害対策)

第12条 非常災害の発生に際しては、非常災害対策計画に基づき行動をとる。又非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 指定通所介護運営に当たって、介護職員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 サービスの提供に当たっては、衛生管理等に必要な措置を講じ、感染症の発生、蔓延防止に必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 サービスの提供に当たっては、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密をもらすことのないよう、必要な措置を講ずるよう努める。
- 4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族からの苦情に対し迅速かつ適切に対応、必要な措置を講ずるよう努める。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は生活協同組合パルシステム東京と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

(改廃)

この規程の改廃は、専務理事が行う。

(施行日)

この規程は、2002年8月1日から施行する。

2002年 8月 1日制定
2005年10月17日改定
2006年 4月11日改定
2008年 8月 5日改定
2011年 9月 1日改定
2011年11月30日改定
2012年 1月 1日施行
2012年 7月25日改定
2013年 1月24日改定
2019年 4月 1日改定
2020年 5月25日改定
2024年 2月16日改定